

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年5月25日)

○ 樋口龍馬委員長

皆さん、こんにちは。ただいまより第2回スポーツ振興条例調査特別委員会を開催させていただきます。

本日、土井委員より欠席のご連絡をいただいておりますのでご了承ください。

まず、資料の確認をお願いいたします。

事務局、お願いします。

○ 岡田議会事務局主幹

済みません、失礼します。

まず、議員政策研究会スポーツ振興条例分科会でまとめられました条例骨子素案というカラー刷りのA3の資料、そちらが資料1になります。

それと、その議員政策研究会スポーツ振興条例分科会でまとめられました調査報告書は事前にタブレットに配付させていただいたんですけども、その中で特に2ページの調査研究結果だけ抜粋したものを席に配付させていただいております。

続きまして、両面刷りになっています今後のスケジュール。こちらのほうが資料2でございます。

続きまして、四日市市路上喫煙の禁止に関する条例（案）の骨子についてというパブリックコメントの実施事例を資料3としてつけさせていただきました。

資料は以上です。

○ 樋口龍馬委員長

お手元のタブレットに資料の配信をしておりますが、不備等はございませんでしょうか。また、本日タブレットをお持ちでない方がおみえになりましたら、こちらまでご案内をいただければというふうに思います。

よろしいですか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

それでは、早速でございますけれども、資料1の条例骨子素案について、ほとんどの方が前回からお越しいただいているんですけれども、少し時間もあいておりますので振り返りということで、お手元のほうにA3の条例骨子素案についてまとめたものを配付してございますので、こちらのほうを使って振り返ってまいりたいと考えております。

全4回の議員政策研究会スポーツ振興条例分科会で、この条例骨子素案をつくり上げていただきました。私も副会長という立場でかかわらせていただき、本日お座りいただいている中川会長のご苦勞のもとでこのような形にまとめてまいったものでございます。

まず、一番上の名称のところから、この名称についてはさまざまな意見が出てきたんですけど、まず市民に親しみやすいであったり、議員提案であるものですから、なるだけ名称も普通に行政が出してくるような名称ではなくてユニークなものを取り上げていきたいであったり、市民の皆さんから公募をするような形をとってもいいのではないかと、こんなご意見もいただいているところでございます。名称の案としては議員政策研究会の中では特に定めずに置かせていただいております。

そんな中でも、こういった文言を入れてはいいのではないかとということで、「誰でも、いつでも、どこでも、いつまでも」といったようなキーワードなどは示されているところでもあります。

続きまして、前文についてでございます。この前文なんですけれども、条例によってはつけないものもある中で、議員提案ということですから、こちらもできれば市民の皆様とともに考えていけるような格好がとれるようにと考えているところでございます。

総則部分、目的、これは「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツの推進と健康長寿社会の創生を起点として各種施策の推進に努めるとさせていただきます。

これは、スポーツ振興というのはトップアスリートの育成のみにこだわらずに、市民の健康の増進を図りながら健康寿命を延伸していこうというものが趣旨であるというところを強く訴えさせていただきます。

2番、3番、4番、5番、6番、7番につきまして、細かい部分は定めてございません。しかしながら、頭出しとしては定義、市の責務、市民等の役割、スポーツ関連団体の役割、事業者の役割など、それぞれの役割を明記するべきであるというふうにとまとめられております。

また、スポーツ推進計画というのがどんどんと策定をされていくんですね。第2次が本年度で終期を迎えるということで、今は第3次の策定に取りかかっているところでございます。

今後もこの条例を一つの根拠にさせていただきながらこの推進計画をつくっていただきたい、そんな条項を盛り込んでいただきたいという思いでこの7番を定めさせていただいております。

示されている基本的な施策でございますが、こちらは3本の柱を軸に組ませていただいております。

スポーツを通じた健康長寿社会等の創生ということで、先ほども申しましたようにトップアスリートを育成するというだけでなく、スポーツを気軽に市民の皆さんに楽しんでいただける、そういったことを一番初めの軸に持ってこようではないかということでございます。

続きまして、2番目の地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進ということで、これはトップスポーツと地域のスポーツというのをいかに融和させていくかという部分、こういったところで四日市市と、また、民間の団体、そして、アスリート自身がどのようなサイクルを回していくのか、この点について触れていこうということでございます。

最後の部分、ここが教育民生常任委員会のみにかかわらず特別委員会をつくっていったほうがいいのかと言われた一つの肝でございますね。地域スポーツコミッションの推進ということで、今後開催されますインターハイであったり、全国中学校体育大会であったり、国民体育大会であったりといったところで、スポーツ観光、スポーツコミッションということ視野に入れていく必要があるのではないかという意見が多々出てまいったところでございますので、その部分を3本目の柱として入れさせていただいたところでございます。

補足といたしまして、これは笹岡委員、中森委員から当時このような話が出たところでございます、そろそろネーミングライツということに取り組んでいくべきではないかと、そういった民間の活力、民間の資金を生かせるようなものも条例に1文置くべきではないか、そういったご意見がございましたので、この補則の部分にまとめさせていただいたところでございます。

前回ご参加いただいた皆様は、雑駁な説明ではございましたけれども、説明の中で多少振り返っていただけたのかなというふうに思うところでございます。新しく参加される皆

様についても、この内容については議員政策研究会全体会で報告をさせていただいておりますので、あわせて思い起こしていただけたのではないかなと考えるところでございますが、詳細につきまして質問等ございましたら挙手にて発言をお願いいたします。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ここで質問が出なければ絶対だめだという話ではなくて、随時お話は伺っていきたくて思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、第2回ということで、前回、荒木副委員長と委員長の私のほうから簡単なお挨拶をさせていただいております。初顔合わせという意味では一度終わっているんですが、この条例の素案等についてのご意見も踏まえながらお一人様一、二分程度で簡単に思いのほどをお話しいただける部分もあればお伺いしたいと思っております。

理事者のほうには後でご挨拶いただく場所をいただきたいと思いますので。

では、笹岡委員からよろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

議員政策研究会のほうでしっかりご議論いただいたのをうまくおまとめいただいたのかなど。そして、一番大事なところはやはり前文にあるように多くの皆さんが四日市のまちでスポーツができる環境をしっかりと整備して、それぞれの役割分担を担っていくという意識もつけ加えていくというか醸成していくという部分でいうと、まさに時を得た条例になるのではないかという思いがするので、しっかりと皆さんと議論を重ねていいものにしていければというふうに思っておりますので、委員長には大変お骨折りいただきと思いたすけれども、よろしくお願いをいたします。

○ 樋口龍馬委員長

お願いします。ありがとうございます。

では、続きまして、森委員、お願いいたします。

○ 森 康哲委員

私も議員政策研究会からのメンバーということで思いを持って特別委員会のメンバーにも手を挙げさせていただきました。

この「いつでも、どこでも、いつまでも」という目的をしっかりと踏まえながら条例づくりにつなげていきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

日置委員、お願いいたします。

○ 日置記平委員

前はそれ行け、やれ行け、どんと行けと言った1人ですので、これから四日市が本当の意味のスポーツ先進市になれるように頑張ってつくり上げていくのが一番いいかなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、森川委員、お願いします。

○ 森川 慎委員

私も議員政策研究会のときからの引き続きのメンバーでありまして、いろいろ意見を言わせてもらってここにも反映されているということで、議員政策研究会のときもすごく建設的な議論ができたかなと思っていますので、また引き続きこの特別委員会でもしっかりと議論しながら本当に誰もがスポーツに携われるような、そんなまちづくりに資する条例をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 樋口龍馬委員長

加納委員、お願いします。

○ 加納康樹委員

私は前年の議員政策研究会には入っていなかったんですけど、そのもう一つ前のほうに

は参画もさせてもらっていて、前年の議員政策研究会のメンバーのご苦勞には感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そうですね、本当にできるだけ早く条例化というところも進めていきたいなと思っていて、さらに、今日示されている条例骨子素案でいくとちょうど基本的施策の真ん中の地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進というところ、これ大変興味を持っていて、オフィシャルには言えない段階ですけど、既に教育委員会さんにも多少お骨折りもいただいて、まさにトップスポーツと地域スポーツの循環というところでトップアスリートを招いてのスポーツ教室、バレー絡みになりますけど、それをもうこの9月に控えておりますので、それに向けて事例としてぽんとそれが出せるような、そんなところまでのスピード感があるといいなと思いつながりながら考えております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、中川委員、お願いいたします。

○ 中川雅晶委員

お疲れさまです。

私も前回から参加をさせていただいて、四日市がつくるまだ仮称ですがスポーツ振興条例が単なる理念条例に終わるのではなくて政策条例になるように、全てというのはなかなか難しいかもしれないですけども、やっぱり少しスパイスのきいた条例じゃないと意味がないんじゃないかなと思いますので、ぜひこの三つの基本政策の中と、それから、最後に書かれています民間資金の活用等も含めて政策条例に仕上げさせていただきたいなというふうに思いますし、スポーツはもう世界の文化であるというところで、誰にとっても希望になり得る、また、次の世代につないでいける、また、トップアスリートも次の人材育成の人材になっていただくような循環をどうやってつくっていくか、また、参画する人も見て楽しむというものもあるし、また、寄附をしてつないでいくとか参画をするというような、本当に骨太の条例になることをご祈念させていただいて、ご協力させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、早川委員、お願いいたします。

○ 早川新平委員

新参者ですけれども、よろしく申し上げます。

皆さんがいろんなご意見を、述べられていたんですけれども、僕はスポーツ振興条例というのは非常に難しいなというのが率直な感想で、形としてはこういうのはすごくよくわかるんやけれども、それを、市民全体に網羅して行ってそれを条例にしていくというのは、非常に難しいところがあるなというのを物すごく感じています。

皆さんが発言された以外のことで、一番下の補則のところのネーミングライツって、見えるものというのは物すごくわかりやすいんですよ。ただ、中川委員がおっしゃったような理念条例にとどまることなくという、ここ一番大事なんですけれども、「いつでも、どこでも、いつまでも」というこのフレーズがあって、ここに、皆さんが多分指摘されないところで、健康遊具というのが四日市の公園には設置されているところがあるんですけれども、あれはほとんど高齢者向けやと思っています。現実にはそういった小さなことやけれども、知らない方も見えるので、冒頭で前文のところに健康寿命の延伸の“体”と、こう書いてあるので、そういう見えるものにはわかりやすいんやけれども、条例となっていくと委員長さん、副委員長さん、我々も、まとめるということはちょっとご苦労されるかなという気はしております。

1年間、よろしく申し上げます。

○ 樋口龍馬委員長

よろしく申し上げます、ありがとうございます。

では、三木委員、お願いします。

○ 三木 隆委員

私も去年から引き続きという部分で、自分もサッカーを通じて指導者、選手もずっとやってきました。スポーツのよさというのは物すごくわかっております。

先ほど、加納委員がおっしゃったように、やっぱりトップアスリートを育てる環境をどうつくっていくか、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会を近々に控えた中での条例という部分もやっぱり一考してほしいかなと、そういうふうに考えております。よろしくお願ひします。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、荻須委員、お願ひします。

○ 荻須智之委員

私も三木委員同様、引き続きです。

議員政策研究会の中では生意気なこともたくさん言わせていただき、それもたくさん盛り込んでいただきまして、本当にありがとうございました。

近いところではこの金曜日に角野ポセイドンジャパンの水球オリンピック代表が市長表敬され、翌日に市内で壮行会がありましたんですが、彼、現役のときに教員免許を持っていても採用試験に落ちたんですね。三重県に帰りたいけど仕事がないというような状況で、ここにも書いていただいておりますが、トップアスリートの育成、それから、帰ってくる場所づくり、そういうことも含めてトップアスリートを見て運動を始められる方も多いいうことで、条例が具体的な形の礎となっただけだとありがたいなど。

私はスポーツの機会における格差の是正に今、自分ではライフワークとして取り組んでおりますので、その2本立てで健康長寿社会に貢献できるために、中川委員がおっしゃられたように実質的に理念条例にとどまらないような形になることを望んでおります。よろしくお願ひします。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

太田委員、お願ひします。

○ 太田紀子委員

今回から初めての参加で、よろしくお願ひいたします。

先回、ずっとこの骨子素案を見せていただいて、すばらしい案ができているなということで見えておりましたけれども、目的の「いつでも、どこでも、いつまでも」に、さらにこの前文を見ていますと「誰でも」という言葉が入っている、これ、大切なことだな、スポーツをしたいと思ってもなかなかできないという方もみえる中で、「誰でも」という言葉は本当にすてきだと思っております。

でも、これが紙だけの文面だけのものじゃなく、実際にそのように動くようになればもう一つすてきなことじゃないかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○ 樋口龍馬委員長

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、これから毎特別委員会ごとに理事者に参加をしていただくことになっております。この条例について、骨子素案についてコメントをとると難しいところがあるかと思っておりますので、理事者の皆さんは自己紹介だけ簡単にさせていただいて、副教育長のほうからはちょっとご挨拶を添えていただければというふうに思います。

○ 栗田副教育長

皆さん、こんにちは。副教育長の栗田と申します。よろしく願いいたします。

私、今まで議員さんのコメントを聞かせていただいておまして、この四日市のスポーツの振興にこれほど熱心に取り組んでいただいているという環境が議会の中にあるということで大変うれしく思っております。

私自身は余りスポーツは得意ではございませんので何なんですけれども、ただ、先ほどおっしゃっていただきましたように、「誰でも、いつでも、どこでも、いつまでも」という、特に「いつまでも」のあたりは前、健康福祉部におりまして、地域の中で皆さんがいつまでも健康で、健康寿命を長くという意味では非常に大切なことだと思っております。

こちらでご議論いただきましたいろんな内容を今年度、スポーツ推進基本計画を教育委員会で作らせていただきます。その中でたくさんいただいたご意見、それから、条例の中身を反映させていただきながらこちらも作らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 川森スポーツ課長

スポーツ課の川森でございます。昨年は議員政策研究会等で大変お世話になりました。今年度も特別委員会でぜひどうぞよろしくお願いいたします。

○ 上田スポーツ課課長補佐

スポーツ課、課長補佐の上田と申します。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

今、皆さんから少し所感も交えながらご挨拶を賜ったところなんですが、伺っているとこの骨子素案をもとに進めていくという格好で難しさがあるであろうとかいう部分はありながらも、骨子素案をもとに進めていくという格好で皆様の合意をいただけるのかなというところなんですが、この辺の確認をさせていただいてよろしいでしょうか。骨子素案をもとに進めさせていただくということによろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

意義なしというふうにお声をいただきました。ありがとうございます。

実は、先ほど加納委員も言われたんですが、昨年度の議員政策研究会の一つ前にも議員政策研究会がございまして、そのときには早川委員も参加をしていただいていたんですけども、その最終報告をしたのは会長をさせていただいていた私でして、副会長をされていた荒木副委員長とコンビでまたやらせていただく格好になったんですが、条例化を進めていくべきであるというコメントは添えさせていただいたものの、やはり条例化を図っていくのであれば議員政策研究会の場で骨子まではまとめるべきであろうといったご意見も賜って、新たに中川会長のもとで骨子の案をまとめる議員政策研究会を経て、今回の特別委員会という運びになっております。

その点からも今、異議なしのお声をいただきましたこの骨子素案をもとに委員会を進めさせていただくというのが四日市市議会らしい手順をしっかりと踏んだ形になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

そのように進めさせていただきたいと思います。

先ほど来、第3次推進計画の策定という話も出ております。ここで資料2に移らせていただきたいと思います。今後の進め方、スケジュールについてですね。

これ、両面になっておりまして、表面のほうは大枠のスケジュール、裏面のほうは詳細のスケジュールということになっております。

今5月でございますけど、この中でスケジュールの確認をさせていただき、条例骨子案の策定をさせていただきます。これは、今皆さんのお手元でございますのは、骨子素案でございますので、この中に多少の加筆、修正、削除等を行いながら骨子案を当特別委員会でまとめてまいりたいというふうに考えております。

パブリックコメントの実施や先進地の視察、参考人の招致、専門的知見の活用等を通じながら、条例の案を作成いたしまして、これを確定した後、議案として11月には上程をしていきたいというふうに考えております。議決が12月の末でございますので、議決を経て1月には条例を動かしていくというような格好をとりたいというふうに考えている、これが大枠でございますね。

裏面に移っていただきまして、この中にパブリックコメントであったり視察であったり参考人招致、専門的知見の活用と、この矢印が入っている部分、それから、逐条解説の作成等々、若干、細かく落とし込みをさせていただいてございます。

なかなかタイトなスケジュールだということが確認をしていただけるのではないかなというところでございますが、ここでパブリックコメントの仕方なんですけれども、私も勉強させていただきまして、パブリックコメントには二通りあるんだと。もう完全に条文を一言一句までパブリックコメントに示していくという格好と、今回、資料で配らせていただきました路上喫煙の禁止に関する条例（案）というのを今、まさにパブリックコメントを行政側が提示しているところでございます。集めているところでございます。

これを見ていただきますと、実は条例の骨子についてのパブリックコメントをとっているんですね。このような形でもパブリックコメントをとれると。一番の利点は、初期の段階から多くの市民意見を聞くことができますので、名称であったり前文であったりに市民の皆さんの声を反映させることができるパブリックコメントの集め方でありまして、皆様からお許しをいただけるのであれば、この骨子素案をもとに骨子案をまとめまして、まとまった骨子案でもってパブリックコメントを募集していきたいというふうに考えているところでございます。

この件についてご議論いただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

路上喫煙の禁止に関する条例（案）にそういう例があるのでそれでもいいとは思いますが、急ぐというのであれば今ここに立派な骨子素案もあるので、この次の骨子案がどこまで変わるのかというイメージが湧かないので、もう一気に条文のほうに入ってしまったという作業をさらに早めるのもありかなと思いつながら話を聞いているんですが、もうパブリックコメントにかけるんだったらもう条文にしちゃったものでいいのかな、こっちも本当に11月の議会で上げようとするのであれば、それぐらいの巻き感があってもいいような気がしながら聞いていました。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

加納委員から発言がございました。

この骨子素案でということなんですけれども、まだもう少しここを入れたほうがいいのか等のお話もぜひこの場でいただいて、その内容をどのように盛り込んでいくかという部分に関しては、こちらで煮詰まらなかった部分は正副委員長のほうである程度飲み込ませていただいて反映させた骨子を作成するといったことでいかがでしょうか。それを骨子案とするというような。

○ 中川雅晶委員

先ほど加納委員がおっしゃったように、なるべくもう条文に仕上げていく作業をしていると、不完全な部分であればそれも骨子案、何か補足もつけてパブリックコメントをすることはやぶさかではないと思うんですが、まずはこのスケジュールにのっとって条例を仕上げていくという作業をやっぱり進めていったほうがいいのではないのでしょうかね。

○ 樋口龍馬委員長

パブリックコメントを進めながら並行して条例作成を進めていくというご意見でよろしかったですか。

○ 中川雅晶委員

7月に入ったらすぐパブリックコメントをされるというような案であれば、確かに条例の条文を確定していくというのはなかなかちょっとスケジュール的には厳しいのかなとは思いますが、このパブリックコメントをしながらさらに進めていくということはあってもいいと思えますけれども、簡単なというか条文も書きながら、条文に至っていない部分については骨子案とかという部分も併用しても別にいいのかなとも思いますし、逆に余り雑駁な基本的な骨子素案だけでパブリックコメントにかけていろんな意見が来ても回答するのがなかなかまた回答しづらいのではないかなというのと、いろんなことを盛り込まなきゃいけないという煩雑さもあると、ある程度、少し委員の皆さんにご苦勞かけると思いますが、委員会の開催日数等考慮しながら進めていったほうがいいのではないかなと思えます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

ちょっと私の説明が不足している部分もございましたので、この骨子素案がごさいますよね。それをこの路上喫煙禁止に関する条例（案）の骨子についてと同程度には目抜きはしていきたいなというふうに考えておまして、全くこの表が入ったりしている状態でパブリックコメントを求めていくという格好ではなくて、路上喫煙の禁止に関する条例（案）の前例を生かしながらとっていくというところまでは行きたいなというふうに思っておったんですが、さらに踏み込んで条文のところまで仕上げながらというご意見でよろしかったですか。

○ 中川雅晶委員

そうですね。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

中川委員と加納委員からそのようなご意見をいただいたところですが、他の皆様いかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

パブリックコメントの期間というのは、これ、1カ月でしたっけ、2カ月でしたっけ。その後に逐条解説となっているんですけど、たしか、議会基本条例策定のときには骨子のときにも逐条解説とか盛り込みながら文言を修正していった覚えがあるんですけども、もうこれ短期間に仕上げるということであれば、そういうところもやりながら同時にやっていったほうが仕上がりが早いと思うんですけども、いかがですかね。

○ 樋口龍馬委員長

森委員からご提案をいただきました。

逐条解説等も盛り込みながらもスピード感を持って同時並行で進めていくという格好なんですけど、皆様どうですか。

○ 中川雅晶委員

もう条例と、それから、逐条解説は同時並行で進めていくべきやと思います。

○ 樋口龍馬委員長

では、今お三方から示された部分で進めていくという格好で同意がいただければ、進め方については確定していきたいというふうに思います。

骨子の案を示すとともに逐条解説についてもできる範囲でしかけていってからエンドに向かっていくという形で、進め方についてご賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、そのように進めさせていただきたいと定めさせていただいて、次回の委員会では骨子案の正副委員長案を出させていただくということと、また、逐条解説についても進められる部分については進めたものを次回委員会に示させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○ 加納康樹委員

私の意図するところもそうなんですけれども、ですから骨子案もしかりだけど、逐条ももちろん欲しいんですけど、要するに条例案ですよ。もう一気につくっちゃってもらって全然構わないと思うので、ある程度、議員政策研究会でもやっていると思うので、前の会長の思いも多分その辺かなと思うので、正直言って、私の場合、相当失敗して難産しましたけど、市民協働促進条例のときもまずはもう条例案をまずぶつけてそこからスタートした、それで、どえらい難産だったんですけど、でも、それぐらいのものは一気にやれると思うので、思いがあれば。

正副委員長には大変お手間かけますけど、もう本当に次回条例案が出ても全然オーケーですよ。

○ 樋口龍馬委員長

この骨子素案を骨子案と考えて、次、正副委員長案として次回に示させていただくのは条例案を示させていただくと、その形で進めさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

承知しました。そのように進めます。ありがとうございます。

本日、午後4時ぐらいをめどに進めているんですけど、大分ペースがいいもので、ぽんぽんと決まっていきまして、ご協力ありがとうございます。

では、この点についてよろしいですか、何かこの骨子案にさらに加えてほしい等ございましたらここでいただいておかないと反映が難しくなってしまうので。

○ 中川雅晶委員

自分がリードしてつくっておきながら今さら言うのも何ですけども、少し気になったのが、「誰でも」というところで、もちろん当然やとは、包含されるというか包括されているとは思っているんですけど、ちょうど障害者差別解消法が施行されて、やっぱり障害者のスポーツという観点が少し文言的にはなかなか弱いところがあるので、ぜひその辺の視点も条文には盛り込んでいただければなと思いますし、それから、少しは入っているん

ですが特にスポーツ医学というか医療の視点での部分もぜひ入れていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

○ 樋口龍馬委員長

障害者という視点、そして、あとスポーツ医学についてもということで今、中川委員からはご意見をいただきました。

他にございますか。

○ 三木 隆委員

ちっちゃい話なんですけど、地域スポーツコミッションの推進の中で、「観る」「する」「支える」という文言がありますね。「する」というのはちょっと適切じゃないかなというふうに思いますので、ちょっと何かいい言葉がありましたら。俗語では「する」と言うんですけどね。

○ 樋口龍馬委員長

プレーするぐらいですかね。参加する。

○ 三木 隆委員

実施する人のことを言うからね。観る人とプレー主体にやる人と、それを支える人という意味ですよ、これ。する人というのはね、ちょっと何か。

○ 樋口龍馬委員長

参加、プレー。

何か適当な文言を考えさせていただきます。

○ 森川 慎委員

僕は特に違和感は感じませんので、「する」でもいいのかなと。語呂、リズムがやっぱりあったほうがいいので、「観る」「する」「支える」。実践とかになると、何じやとなるので、いろんなことでこういう簡単な文言がいいと思うんです。余り専門的、肩肘張ったような言葉じゃなくて、親しみやすい言葉でということが必要かなと思いますので、意

見でございます。

○ 樋口龍馬委員長

何かいい文言が思いついたら、語呂もよくて、「する」よりもよさそうなものがもし見つかったらそれにいきたいなと鋭意、試行してみます。でも、「する」のままになったらごめんなさい。

次回、示させていただいた中で新しい言葉を置きかえていただくのももちろん結構でございますので、この「する」については一度ご一考いただきながら。

何かいい言葉があったら次回ぜひまた示していただければ、あくまで我々が示すのは条例案ですので、その中でも変更は可能かと思えます。

その条例案に盛り込んでいくという点で、他にございましたら。

○ 中川雅晶委員

附則のところのスポーツ振興に係る民間資金等の活用というところで、ネーミングライツ等は努力義務を条文の中に課していけばいいとは思いますが、この市民からの寄附とかというところを、この寄附というか基金というのは、これはそういう基金を設けるとかといって、その基金の細則はまた別に設けるのかなと思うんですけど、例えば、ふるさと納税との関係性とか、ふるさと納税に特別にこの部分の基金で、この使い道とかというようなことでいいのか、この基金についてだけ条文にするんやったらどういうふうに取り扱っていけばいいのかなとだけ、また示していただければよろしいかなと思いますので、お願いいたします。

○ 樋口龍馬委員長

正副委員長のミーティングの中でもこの部分については少し議論になりまして、なかなかやっぱりこの振興条例の中に基金という文言は適さないのではないかという話で、民間活力というような、余り資金と書かずに活力ぐらいにとどめておいて、例えば、協賛であったり人的な支援であったりという、さまざまなことが考えられる中で、余りお金に固執した書き方をしないほうがいいのではないかなというふうに今、我々正副委員長としては考えておるところなんです。

○ 笹岡秀太郎委員

私も同じ思いでおるんですけども、そのあたり、我々の会派のほうでかなり議論したんですね。

基金というのをそのまま出してしまうと一人歩きする可能性があるのと、期待を膨らませてしまう、そういうところはやっぱり裏づけがきちんとあった上での言葉が必要かと思うので、委員長がおっしゃるように、少し膨らみを持たせた表現というのが望ましいかなというふうに思っています。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

中川委員、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

僕は、市民の「誰でも、いつでも、どこでも、いつまでも」参画の仕方があるんですけども、市民が支えるという意味においてもいろんな支え方があって、寄附というのも寄附文化を醸成していくというのにおいては非常に大切なところかなと。

確かに、笹岡委員がおっしゃっている、危惧される部分も多少というかよくわかるんですけど、せっかく市民でこのスポーツを盛り上げていこうというのであれば、何らかの形で少し支援をといるところの色合いを出していただくというのがよろしいかな。その辺の知恵を、ここから寄附文化を醸成させていくとかということも大切かなと、今のふるさと納税も贈答品の競争をしているのが寄附文化の醸成にはならないと僕は思っているので、それは、一時的にふえるかもしれないですけど、こういうことこそ寄附文化を醸成していくという意味合いにおいては少し一石を投じるという条例になるのかなと思うので、ぜひちょっと勇気を持って投石をしていただきたいなと思うんですが。

○ 笹岡秀太郎委員

思いは全く一緒なんですよ。それが、例えば行政がそれを注入していくような、本末転倒になってしまったらまずいという思いがあって、やはり民間のほうにしっかりこの条例が浸透して行って、いわゆる、今までなかなかなかった寄附文化というものがスポーツを通して熟成されていくという目的を持つというならば、これは非常にいいことですので、

その辺を工夫しつつ表現していただければありがたいかなと。

○ 樋口龍馬委員長

わかりました。

○ 荻須智之委員

これは中森議員が基金という言葉を出されたときに、なぜ基金かというのはやはりトップアスリートの養成にお金がかかるというところから進んでいったと思うんですけども、行政が税金をばらまくというのはやりにくい、かといって三重県は三重県体育協会に2億円を強化費として出して奨学金として各高校の団体もしくは個人に配らせている。小学校、中学校はと県に言うと、それは市立なんで市がやってくださいということなので、市から出ませんかということになると出しにくい。なので基金をというふうに進んだような経緯があったと思うんですが、このトップアスリートの養成に係るお金というのは奨学金という捉え方でいくと岡田文化財団の文化振興基金ってあるんですよね。あれと同じような扱いなんですけど、スポーツには今ないんです。

それにかわるものが何か担保できればいいんですけど、それを導き出す根拠になる文言が条例に欲しいなというのは前から思っています。そうでないと、結局トップアスリートは出ませんということです。

○ 樋口龍馬委員長

例えば、基金が全てではないと思うんですよね。それは一つの手段であるので、その一つの手段、手法を条例という中に、果たして入れていいのか、皆さんの思いも損ねることなく、寄附というのは文言として入れることは比較的たやすいのかなと、ただ、基金という文言になってしまうとちょっと適さないのかなというところを今、議論を伺いながら考えたところがございますので、お金を排除するということはしないようにしながらも、ちょっとデリケートに扱わせていただいて、示させていただいた内容の中でまた改めて皆様のご意見をいただくという格好にさせていただけないでしょうか。

○ 森 康哲委員

もう基本的にそれでいいと思います。条文というのは明確に、そして、載せられる文言

と載せられない文言とあると思うので、表現がしにくいものについては細則なり要綱なりで補完していくというふうになっていくと思いますので、それもあわせてやはりみんなでつくり上げていく必要があるのかなと考えます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

中川委員、よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

結構です。

○ 加納康樹委員

ちょっと前年の詳細の議論は承知していないのでとんちんかんなことを言うかもしれませんが、確かに基金のところで多少クエスチョンが出るのはそうかなと思いながら聞いていました。

寄附をする云々でいくと、私のイメージとしてはどちらかというと市の責務、市民の役割、事業者の役割というところにあるがちな市民はトップスポーツチームのサポーターに積極的になりましょうとか、事業者も積極的にスポンサードをしましょうみたいな、そんな文言がここに入ればいいのかと思いつながら今の議論を聞いていたんですけど、そういう議論でもない。

○ 中川雅晶委員

先ほど言われたトップアスリートへのいろんな経済的な援助も含まれると思うんですが、私はどちらかというとそのイメージではなくて、先ほど誰かもおっしゃったようにスポーツを出会ったりとかするというところの格差を是正していくということ。一昔前に比べたら子供たちがやりたいと思ってもなかなかできないという格差が広がっていると思うので、そこを埋めるようなものに使えないかというイメージが僕の中にはあるんです。例えば、使わなくなった道具を拠出してもらうのも一つですし、でもその道具を整備するにも費用が要るでしょうし、また、そのスポーツをやるのに何か手助けできるようなものに使えるような部分も含めてという、そんなに大きいビッグマネーのイメージではなくて、その辺

の部分に使える、大きい何とか財団がばんと出していただければそれはそれにも当然使える部分について将来性を残すという意味は全然やぶさかではないんですけど、私はそういうイメージでした。

○ 太田紀子委員

別にこれはアスリートを養成するためのスポンサー探しではないわけですよ。あくまでももっと広く視野を置いて市民全体のという意味の捉え方でいいわけですよ。

今聞いていると、個々のそういうアスリートを養成するのに支援が要るよね、お金が要るよねという話になってくると、ちょっと内容的にこの基金か寄附かという意味がまた全く内容的に変わってくるんじゃないかなと思えるんですけど。

○ 樋口龍馬委員長

トップアスリートの育成についても条文の中では触れておりますので、それだけではないのは確かなんですが、そこを含まないという話では全くないので、全てを包含しての話になってきますので、荻須委員の言われたようなことももちろん考えていかなければいけない部分ですし、中川委員の言われたようなスポーツの教育の格差を埋めていくようなことというのもしていかなきゃいけないと。

その方法として寄附の意識を醸成していくみたいな、ちょっと理念的な部分もあろうかと思えますけれども、それが入っているのは構わないというふうに私は思うところですし、その手法としては加納委員の言われるようなつぶさにちりばめていくような格好をとりながら、総括的に置くというのも一つの方法なのかなというところも考えているところなんです。もう少し条文の格好にしないと私も皆さんもイメージできないところだと思いますので、ここについては一度預けていただいて、この寄附であったり基金であったりというところがどういう姿になるのか、もう一度、次回皆さんでご確認をいただきながらさせていただきたいというふうに思いますが、それでいかがでしょうか。

○ 荻須智之委員

いい先行事例があったら教えていただきたいなと思うんですけどね。

○ 樋口龍馬委員長

基金の設立してきた市町という点でいいますと、余り大きなお金を動かしているという事例はございません。大きな、それこそ岡田文化財団さんがやられているみたいな資金が入って、その資金をもとに基金ができ上がって、利回りで回しているというところはあるんですが、寄附を細かく集めながら運用していたり、行政が細かく積み上げながらそれをトップアスリート育成にとやっている事例は私が探した範囲の中では今のところ見つかっておりません。

ですので、前回、この寄附、基金について議員政策研究会の中で調査した資料がございますので、改めてこれはまた皆様に配付をさせていただくという格好はとらせていただきたいと思うんですが、この基金に捕らわれてしまって振興条例の足が遅くなるというのは一番避けなきゃいけない部分ですので、ここは少しご容赦いただいて、余りお金にこだわり過ぎてしまうと推進計画に間に合わなくなってしまうというのも、これはつまらない話でございますので、このスピード感だけは緩めずにいきたいなというふうに思っております。皆様で納得いけるようなものに仕上がるよう進めさせてもらえばなというところなんですが。

きょう、2通メールが皆さん届いているかと思います。2通目のほうに議員政策研究会の前のまとめを送らせていただいておりますので、その文中41ページから基金についてまとめたものがございますので、こちらを一度ご参照いただいとというふうに思います。

○ 太田紀子委員

ちょっとこの基金にこだわるわけじゃないんですけど、こういった場合ってどういう集め方をするんです。

○ 樋口龍馬委員長

太田委員、これは基金をつくるための条例の話をしておるわけじゃないもので、どういう集め方をするかというのは時に応じて、例えば四日市のシティロードレースのときに募金箱を置いてやるのか、先ほど中川委員言われたようにふるさと納税でスポーツ振興基金への寄附みたいな格好をとるのか、それとも、国民体育大会に係る整備の予算というのを今行政が基金のほうに施設整備の予算として積んでくれていますが、そのような形で一定割合、行政のお金を入れていくのか、大口の寄附というのは今でも確かにあるところでありまして、こういう用途に使ってくださいというふうに500万円とかという格好で市民

の方から寄附いただく例もあります。

だから、我々がどのようにしてその基金を集めていくのかというのはこの場では余りふさわしくないということで、その話はまた別の機会です。

○ 太田紀子委員

でも、明文化するんやったらそのことについてつかんでおかんと。

○ 樋口龍馬委員長

ですので、明文化はいたしません、そういう意味では。それはもうご了承ください。ちょっとここでもう基金に引っ張られてしまっただけでは本意とずれていきますので、恐れ入りますが。

一度、条例案をお示しする中で文言等を確認していただいて、私どもが前回議員政策研究会で基金を調査した結果については先ほどのページにございますので、ご一読いただく中で思いのほどがございましたらその条例の案についての部分でご意見を賜ればなというふうに考えるところであります。

他にございますでしょうか。

○ 森川 慎委員

ちょっと質問なんですけれども、トップアスリートはうたってもらっているんですけど、このトップアスリートにはプロスポーツみたいなものも含まれているんですかね。トップアスリートってどの辺までのことを言うのかなというのをちょっと思いまして。

○ 樋口龍馬委員長

トップアスリートの定義という話、もちろんプロスポーツで活躍されている方はトップアスリートに含まれるというふうに私は理解しています。

○ 森川 慎委員

さまざまな競技で、Jリーグのチームとか、加納委員のバレーボールのチームであるとか、何年後かわかりませんが、そんなプロチームの誘致みたいなことも考えていたらもっと条例として夢が膨らんでいくのかなという思いはあって、この地域スポーツコ

ミッションの推進の課題、意見というところにプロスポーツの誘致が有効であると、こう書いてもらってあるんですけれども、その辺も少し盛り込めたらなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

これは種目をこれと定めなければ森川委員の言われるような書きぶりにはできないのではないかなというふうに思いますので、今の意見をとらせていただいて、何らかの文言を一つ加えさせていただければというふうに考えるところでありますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、他にございましたら。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。

特にご意見もないようです。本日のところは出尽くしたというふうに判断させていただきました。次に進めさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、行政視察でございます。

この特別委員会を立ち上げるに当たって専門的知見の活用と行政視察についてはぜひやっていきたいというお話は前回のご挨拶の中で申し上げたところでございます。

日程の部分なんですけど、実は皆様の日程も大変立て込んでいます中で、ちょっと後ほどほかの議会との兼ね合いについてもご説明させていただくんですけれども、まず、案として8月の1日から4日というのを示させていただいております。

四日市港管理組合議会が8月1日から2日で県外調査を組んでおるんですが、私も四日市港管理組合議会に今回出させていただいておるんですけれども、きょう、会議をしていて、日程が相当数示されていると聞いております。

その中で、8月1日から2日については今、確率が相当低いというところで伺っており

まして、きょうの2時半からその会議があるらしいので、方向性が出次第こちらのほうにも連絡いただくことになっております。なぜ、この日程なのかという点について、まず説明させていただきたいんですが、前回の議員政策研究会の中で、さまざまなスポーツ振興条例の先進事例を調査してまいりました。

その中で熊谷市が議員提案のスポーツ振興条例をつくっております。その熊谷市のスポーツ振興条例を立案していった議員さんと仮予約ができてまして、それが8月3日なんですね。ぜひ議員さんからじかに説明もいただけるというお話でございますので、8月3日を軸に視察を組もうと思うと8月1日から4日というのが、今のところ四日市市議会としては予定がございませんので、この日程を示させていただいているところでございます。

8月3日を軸に、例えば3日、4日で1泊で行くのか、港の議会がなければ2泊3日ということも考えられるのではないかなというところでございます。

○ 森 康哲委員

きのう、ちょうど港へ行く機会があったので話をしていたんですけども、きょう会議をやられるということを知っておりまして、8月1日、2日の案のほうが有力であると。その予定に当てはまらないのは、実は沖縄の視察の場合は当てはまらなと、受け入れができないから時期をずらさなきゃいけないというふうに聞いていまして、昨年度、本当は沖縄へ行く予定だったのを大阪、神戸にした経緯というのが、沖縄は8月は受け入れができないということでずらした経緯があるので、ことしは恐らくもう8月1日、2日を軸に予定を組んでいくというふういきのうはおっしゃっていたので。

○ 笹岡秀太郎委員

それ、今やっておるの。

○ 森 康哲委員

いや、2時半からということですよ。

○ 樋口龍馬委員長

では、8月3日、4日の一択になってこようかと思いますが、四日市港管理組合議会議員の皆さん、私も含めてまあまあしんどい行程になりますけれども、そこはもうご留意い

ただきまして。

ほかの方、この8月3日、4日という日程なんでございますが、ご都合のほうはいかが
でしょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○ 樋口龍馬委員長

では、四日市港管理組合議会もきょう結論が出ますので、もしそこで日程が変更になっ
た場合というのが出てきたときなんです、ここはもう1泊2日でいきますか。それとも、
2泊3日というのもそのときに考えますか。

○ 森 康哲委員

1泊2日で何とかしましょう。

○ 樋口龍馬委員長

わかりました。

○ 森 康哲委員

四日市港管理組合議会はきょう結論は出ないんです。きょう、正副議長への説明があつ
て、委員会を開いて委員会で相談すると、みんなで合意がないといけないので。

○ 早川 新平委員

6月7日では、日程、遅いの。

○ 樋口龍馬委員長

次の委員会の中で改めてその日程の詳細と視察先の正副委員長案を示させていただきた
いというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

3日、4日については今のところ都合が悪いという方はおみえになりませんので、3日
を軸にという話でございましたので、3日、4日の下案で行きたいというふうに思います。
よろしく願いをいたします。

続きまして、次の、参考人招致、専門的知見の活用についてでございます。

地方自治法第115条の2第2項の中に普通地方公共団体の議会は、会議において当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるという条項がございます。これを根拠に活用していきたいというものでございます。

前回の議員政策研究会の報告の中にもございますが、参考人の制度や専門的知見の活用について積極的に行うべきであるというまとめが行われております。

当特別委員会で参考人制度の活用や専門的知見の活用について取り上げていきたいというふうに考えておるところでございますが、皆様のご意見がございましたら賜りたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

ぜひ進めていただければと思いますので、僕はちょっとよく詳しくはわからないんですけど、書籍なんかを見ると、こういうスポーツ政策に精通した大学、同志社大学とか筑波大学とか福島大学も一部あるのかな、そういうところでこういう条例に意見をもらえる方、それもちょっと概略的に大きく意見をもらえる方に、参考人制度を活用して専門的な視点でお話というか意見交換をさせていただいて、それを受けてこの四日市市のさまざまな現場でスポーツに携わっている方々の意見をお伺いするというような手順で進めていただければよろしいかなと思うんですが。

○ 樋口龍馬委員長

中川委員より活用していくべきであるというようなご意見をいただきました。

○ 萩須智之委員

現場の声として体育協会の方とかのご意見もこういう場で聞いてみたいなどは思うんですが、あと、議員政策研究会の中で森川委員も有名なのをと語ってみえましたがＪリーグとかそういうのは非常に特殊な組織なので、この市内にもＪリーグのマッチコミッショナーという各試合の元締めをやっている人とかもお住まいなので、そういう方に意見を伺うといろんな勉強になるかと思うんですけれども、ぜひともお願いしたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。荻須委員からも活用を図っていくべきであるといったご意見をいただきました。

他の委員の皆様いかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

たしか、議会基本条例のときも山梨学院の江藤教授にいろいろアドバイスもいただいて大変参考になったし、監修もしていただいたと思うので、ぜひこれも取り入れてやっていただきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。異論がないようでしたら、活用を図っていくという方向で進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように進めさせていただきます。

先ほど荻須委員のほうからも若干お話、触れていただきました。地域のスポーツの関係者やスポーツの指導者等ということであれば、参考人の制度を活用させていただくのが適当なのかなというふうに考えておるところでございます。

皆様の中で、こういった方を参考人としてお招きをしたらどうだという案がございましたら、これは事務局のほうにお届けいただきましたらぜひその方を参考人として採用していきたいというふうに考えております。

例えば、私のところで今、素案で持っているのは体育協会はもちろんですし、スポーツ指導者連絡協議会もございますし、地域の総合型スポーツクラブで代表をやってみえるような方たちにも参考人という形であればお声がけをしたらどうだとかいうところを考えております。

また、例えば、早川委員の関係でもございますレスリングなんかも国民体育大会の常連でございますので、そういった方たちのご意見も団体としても賜ったらどうかなというふ

うに考えているところでございますので、ぜひ皆様の身近な方で意見を聞いていきたい、交換していきたいという方がおみえになりましたら事務局のほうまでお伝えください。

次回の委員会の中で、こういった方たちにお声がけをしますというリストを示させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

○ 森 康哲委員

そのときにいろんな各団体からというお話なので、平等性とか公平性とかというところも配慮していただいて、条例をつくり上げるところの内容も十分ご理解いただいて、決して要望会にはならないような形でお願いしたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

その点については、しっかりと留意していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

続きまして、専門的知見の活用についてですが、これも例えば先ほど言われたように大学の先生であったり、スポーツの立ち上げをいろいろと行っているような方であったり、そんなところにお声がけをさせていただくというのは一つかなというふうに考えておるところでございます。

こちらについても候補者やこういう研究をしてもらったらどうだ等のことがあれば、ここでご意見をいただいて参考にさせていただきながら案をつくっていききたいなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

外国でどんなことをしているのかというようなことを知りたいというか参考にできたらと思う、特にヨーロッパなんかですと、例えば、ドイツとかあのあたりなんかは地域の総合型のクラブチームみたいなのが活発で、どんなまちにでも芝生のグラウンドがあってみんながサッカーしたり何かしたりと、そんな風土があると聞きます。そんなところの専門性を持った方のお話なんかも聞けたらなと思います。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

森川委員からは、海外における成功事例なども聞けるような方をということでございました。

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

この専門的知見の活用に関しては条例の正副委員長案が出てきて揉んでいくところで必要な場面があれば呼ぶこともやぶさかでないよということだけ確認しておけばいいような気もしているんですが。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この専門的知見の活用につきましては、議会のほうで承認をいただかないといけないところがございますので、ここだけでこの人だと決めるわけにはいかないところがございますので、今も加納委員が言われたように適宜必要に応じて活用していくということでよろしゅうございませうか。

案がございましたら、こういうのも研究しておいたほうが条例を策定するに当たって絶対プラスだよというのがございましたら個別に頂戴できればというふうに考えております。

他になければこの項はこちらで閉じさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、こちらで閉じさせていただきます。休憩なしでここまで走ってまいりました。ご協力ありがとうございます。

最後ですが、今後の日程についてということで案を示させていただいております。

まことに恐縮なんですけど、第4回まで含めて設定をさせていただいております。ご理解をお願いいたします。

第3回なんですけど、3案示させていただいております。6月7日ないしは6月8日の午

前、午後ということでございますけれども、皆様のご都合はいかがでしょうか。

では、6月7日の午前10時にご都合がつかないという方、おみえになりますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、この6月7日午前10時で進めさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、第3回は6月7日の午前10時とさせていただきます。

続きまして、第4回でございますが、これは通例でいきますと一般質問は午前中で終わってまいりますので、終了後の午後からという形になろうかと思いますが、これは議会の日程が確実に示された後に確定をしたいと思いますが、6月21日午後1時30分ということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

一般質問の大変お疲れのところでございますけれども、どうぞご協力をお願いいたします。

以上で本日の日程を全部終了いたしました。

何かございます方、おみえになりましたら。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

済みません、日程を決めた後で申しわけないんですけれども、スポーツ課さんのほうから、先ほど来話しに出ております第3次の計画の策定スケジュールを頂戴しております。

これは以前、示されているものですね。2月に教育民生常任委員会のほうに諮られているものでございますので、参考として皆様のほうにお手元に渡させていただいて、簡単な説明を理事者のほうからいただきたいというふうに思います。

○ 川森スポーツ課長

スポーツ課、川森でございます。

皆さん、お手元のほうに資料は行き渡りましたでしょうか。

委員長におっしゃっていただいたように、2月に予算常任委員会の教育民生分科会でお示しをさせていただいた第3次四日市市スポーツ推進基本計画の策定スケジュールでございます。

まず、この2段目に議会（教育民生委員会）というふうに書かせていただいているものがございます。議会につきましては、当時は教育民生委員会を意識してつくらせていただいたものでございますけれども、このスポーツ振興条例調査特別委員会で、先ほどのスケジュールの関係でいきますと7月から10月にかけて条例案の策定をされるということでございますけれども、私どものほうといたしましては、現在から8月にかけて素案の検討を進めさせていただいているところでございます。

この素案につきまして、議会には9月に素案の報告をさせていただこうかなというふうに思っているところでございます。

したがって、この9月にお示しをさせていただく素案の内容につきましては、ここで議論いただいております条例案の中身がどこまで盛り込めるかというところになると思います。

そして、そのまま右へ行っただきまして12月に条例を反映した素案の報告ということでございます。特別委員会のほうでご審議いただきました条例案につきましては、11月に確定されて議案上程されるということでございますので、12月には条例を反映した素案の報告ができるのかなと考えているところでございます。

そうしまして、最終的に私どものほうも基本計画のパブリックコメントを2月あたりにさせていただいて、その結果も踏まえて3月に議会に最終案の報告をさせていただきたいと考えておりますので、基本的にはここでいただきましたご意見をこの基本計画の中に盛り込むことも十分可能ですし、さまざまな角度からいただく意見も修正をしながら、いい、実行性のある基本計画に仕上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお

願いをいたします。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この件につきまして何か質問ございます方、おみえになりましたら。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようですので、これで本日の委員会を終了いたしたいと思います。皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

14 : 45 閉議